

第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について

平成 26 年 1 月 24 日
難民対策連絡調整会議決定
平成 29 年 6 月 30 日
一 部 改 正
令和 元年 6 月 28 日
一 部 改 正

令和 2 年度以降の我が国における第三国定住による難民の受入れについては、令和元年 6 月 28 日付け一部改正された閣議了解（以下「本閣議了解」という。）により、政府としての対処方針が定められたところである。

これを受け、その具体的な実施方法及び本閣議了解による第三国定住による難民に対する定住支援策の具体的措置について、次のとおり定めることとする。

なお、令和元年度までの第三国定住による難民の受入れについては、令和元年 6 月 28 日付け一部改正の前の本決定（以下「改正前の本決定」という。）によることとし、同受入れ難民に対する令和 2 年度以降における定住支援策の具体的措置は本決定に基づき実施することとする。

第 1 具体的な実施方法

1 本閣議了解 2（1）に基づき受け入れる第三国定住による難民（以下「第三国定住難民」という。）の人数等

（1）アジア地域に一時滞在し、国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦するものを受入れの対象とし、年に 1 回から 2 回のペースで、年に約 60 人の範囲内で受入れを行うこととする。

（2）上記（1）のアジア地域とは、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル及びラオスとする。

（3）受入れは、主たる申請者及びその家族からなる世帯を基本とし、主たる申請者のみについても行うものとする。なお、ここにいる「家族」とは、主たる申請者の配偶者、主たる申請者若しくはその配偶者の子、親又は未婚の兄弟姉妹であって、日本社会への適

応能力があるものをいう。

- (4) 上記(3)の世帯にあつては、世帯の一部の者が職に就くことにより、世帯全体が生活を営むに足りることが見込まれるものとする。

2 受入れの実態等に関する調査・検証

- (1) 平成22年度から我が国に受け入れている第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、当該難民が我が国に入国してから5年間は定期的に、その後は必要に応じて、当該難民の日本語能力、生活状況等について調査を行うこととする。
- (2) (1)の調査結果等に基づき、受入れ実施状況について検証しつつ、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、将来的な受入れ人数や受入れ体制の在り方等について検討を行い、本閣議了解に基づく難民の受入れの実施後5年を目途として、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

3 広報活動

- (1) 受入れの対象となり得る難民に対し、広報活動を行い、定住支援策等に関する情報を周知するよう努める。
- (2) 第三国定住難民に対する理解を得るとともに、円滑な定住支援策等の実施に資するよう、第三国定住難民を受け入れる意義等について広報活動を行う。

4 受け入れる第三国定住難民の選考・定住先の決定

- (1) 我が国が受け入れる第三国定住難民が一時滞在している国(以下「対象国」という。)は難民対策連絡調整会議において検討の上決定する。
- (2) UNHCRと調整の上、候補者リストの提供を受け、書類選考により除外された者以外の全員について面接調査を行い、その結果に基づき、難民対策連絡調整会議において受入れ予定者を決定し、UNHCRに通知する。
- (3) 書類選考により除外する者は、上陸拒否事由該当者のほか、テロリスト等我が国の治安維持上好ましくない者とする。
- (4) 面接調査は、UNHCR及び国際移住機関(以下「IOM」という。)等の協力を得て、対象国において行う。
- (5) 定住支援施設における総合的な定住支援終了後の第三国定住難民の定住先地域は、難民対策連絡調整会議において受入れ先の受入れ態勢等について確認の上で決定する。

5 定住支援に係る情報共有・連携

定住支援につき、定住先地域や定住候補地域における関係者(以

下「地域関係者」という。)との間で共通の認識を有することができるよう、定住支援の目的・内容、政府及び地域関係者の役割等につき、必要な周知を行うとともに、地域関係者との連携強化に努める。

第2 第三国定住難民に対する定住支援策の具体的措置

1 対象国から我が国に入国するまでの支援

- (1) IOM に委託し、対象国において、我が国に受入れ予定の第三国定住難民に対し、出国前研修及び健康診断を実施する。
- (2) 出国前研修の内容は、我が国における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育等とする。
- (3) 第三国定住難民が対象国から我が国の宿泊施設まで移動するための渡航費用、交通費等に関する支援を実施する。

2 定住支援施設における総合的な定住支援

(1) 定住支援施設及び居住施設の手当て

第三国定住難民の我が国への定着を支援するため、定住支援施設及び居住施設（定住支援施設と同一の施設でも構わない。）を確保する。

(2) 入国当初の初動支援

ア 受け入れる第三国定住難民が我が国に到着した後、居住施設に入所させ、健康診断を実施する。

イ 到着直後から一週間程度、居住施設等において、生活、安全面等に関するオリエンテーションを行うとともに、食料、衣料品等の生活に関する支援を実施する。

(3) 定住支援施設における総合的な定住支援の内容

受け入れる第三国定住難民に対し、入国当初の初動支援の後、定住支援施設において、次の総合的な支援措置（以下「定住支援プログラム」という。）を講ずることとする。

ア 日本語教育

イ 社会生活適応指導

ウ 職業相談員による職業相談及び職業紹介（必要に応じ、職業相談員が採用面接に同行することを含む。）

エ 職場体験講習の受講

オ 児童・生徒の就学のための支援

カ 居住施設入所期間中の生活援助費、医療費等の支給及び同施設退所時の定住手当の支給

キ 居住施設から定住支援施設に通所するための経費の支給等

ク 移転援助費等の就職援助金の支給

ケ 第三国定住難民を雇用する事業主に対する雇用開発助成援助費の支給

コ 居住施設退所直後に住む住居を確保するための支援

(4) 入国当初の初動支援及び定住支援プログラムの実施期間

定住支援プログラムの実施期間は、入国当初の初動支援と合わせて約 180 日間とする。

3 定住支援施設退所後の定住支援等

(1) 定住支援施設退所後 6 か月間における定住支援

ア 職場適応訓練の受講

イ 日本語学習に対する支援

定住支援施設に日本語教育相談員を配置し、同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行うなど、日本語学習に関する相談への対応を行う。

また、必要に応じ、以下の支援を実施する。

① 日本語教育に関する情報提供（日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等、日本語教材等に関する情報）

② 日本語教材の配布

③ 日本語教育の実施（日本語教室の開催や指導者に対する研修等）

ウ 生活相談員による定期的な指導・助言

定住支援施設に生活相談員を配置し、同施設退所後の第三国定住難民に対し、一定期間ごとに、その生活状況を確認しつつ、行政手続、住居、職業、就学等に関する相談、精神的な悩みに関する相談等に応じ、指導・助言を行う。

必要に応じ、生活相談員は地域定住支援員をもって代えることができる。

エ 地域定住支援員による支援

第三国定住難民が定住生活を開始する地域に地域定住支援員を配置し、定住支援施設退所後の第三国定住難民が、定住先の地域社会において生活を立ち上げ、定住に至る過程で必要となる生活支援を行う。

地域定住支援員は、地域における関係者（地方公共団体、事業所、学校、医療機関、保育所、自治会等。以下「地域関係者」という。）の関心等を踏まえ、地域関係者と第三国定住難民とのネットワークを構築するとともに、第三国定住難民への理解が深まるように、必要に応じて地域関係者へ情報提供を行うことにより、第三国定住難民が地域関係者から円滑に支援を受け

られるようにする。

(2) 前記6か月経過後の定住支援

ア 職業相談・職業紹介

ハローワークや難民支援関係民間団体との連携強化により、第三国定住難民のニーズ（要求、需要）等を踏まえ、必要に応じ、通訳の確保、職業相談・職業紹介に努める。

イ 日本語学習に対する支援

定住支援施設に配した日本語教育相談員により、同施設退後の第三国定住難民からの相談に応じ、日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行うなど、日本語学習に関する相談への対応を行う。

また、以下の支援の実施に努める。

① 日本語教育に関する情報提供（日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等、日本語教材等に関する情報）

② 日本語教材の配布

③ 日本語教育の実施（日本語教室の開催や指導者に対する研修等）

ウ 継続的な生活支援

第三国定住難民の定住の状況を踏まえつつ、必要に応じ、前記3（1）エの地域定住支援員による支援を継続することとする。

エ 定住支援の終期等

上記イ及びウの定住支援は、5年程度継続することを基本としつつ、第三国定住難民の個別の状況に応じ、適当な支援期間を検討することとする。なお、定住支援が終了した後も、必要に応じ、難民一般に対する支援や地域に定住する外国人向けの各種施策に係る情報の提供等を行うものとする。

(3) その他関連措置

ア 教育訓練援助金の支給

第三国定住難民の子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。

イ 住民相談業務等における対応の充実

地方公共団体がインドシナ難民・条約難民を含めた外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについては、第三国定住難民に対しても同様に行うとともに、今後とも引き続き、難民に特有の事情に十分配慮し、難民支援関係民間団体との連携等により通訳の確保に努める等対応の充実に努め

るよう求める。

ウ 公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討

難民に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間以上在住していることを公営住宅の入居者資格の一つとしている地方公共団体に対し、条約難民のみならず第三国定住難民についても、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

第3 第三国定住難民の家族呼び寄せ

- 1 我が国が受け入れた第三国定住難民（家族呼び寄せにより受け入れた者を除く。）がその家族の呼び寄せを希望する場合において、その家族が、UNHCR が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦するものであって、かつ、同難民とその家族との相互扶助によりそれぞれの生活を自ら維持していくことが可能であると認められるときは、その家族を受け入れることができるものとする。
- 2 前記1により受け入れる家族は、家族の呼び寄せを希望する第三国定住難民が一時滞在していた国に一時滞在している親族を基本とする。
- 3 受入れの可否は書類選考等の結果に基づき、難民対策連絡調整会議において決定し、UNHCR に通知する。
- 4 受け入れた家族に対し、必要に応じ、前記第2と同様の定住支援を行う。

第4 第三国定住難民であることの証明書の交付

出入国在留管理庁は、第三国定住難民から同難民であることを証する証明書の交付申請があった場合には、申請者に対し、同証明書を交付する。